

番 号 : 131170

国 名 : ザンビア

担当部署 : 経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課

案件名 : 橋梁維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年1月下旬から2014年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 16日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月18日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、  
または調達部受付 (JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件(業務実施契約単独型のみ)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ)をご覧ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - ①業務方針の的確性 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ザンビア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

### 6. 業務の背景

ザンビアの全国道路網の総延長は約67,000kmに及ぶが、このうち道路開発庁(Road Development Agency。以下「RDA」という)が管理する幹線道路は約19,000kmであり、その舗装率は約30%である。RDAは、運輸・公共事業・調達・通信省を監督省庁として、2002年に公共道路法によって、国家道路基金庁(National Road Fund Agency)、道路交通安全庁(Road Transport and Safety Agency)とともに設立された道路・橋梁の建設および維持管理を実施する機関である。

ザンビア政府は道路整備により貧困削減および経済開発が促進されるとの認識のもと、1998年から道路セクター投資計画（Road Sector Investment Program、「ROADSIP」という）を2フェーズに分けて実施してきた。この中で、特に幹線道路についてはその整備水準を向上させるべく整備・維持管理を重点的に進めてきた。2011年にRDAが実施したRoad Condition Surveyによれば、Good、Fair、Poorの3段階評価の中でGoodが71%、Fairが26%を占める等、幹線道路整備に係るこれまでの取り組みは成果を上げている。ザンビア政府はさらに道路整備を推進すべく、2012年に「Link Zambia 8000 Project」を打ち出し、2018年までに全国8,000kmの道路・橋梁の建設・修復等を行い、全州の都市から農村地域に至るまでのアクセスの向上を目指している。また、同時に、都市道路2000kmの整備を目的としたPave Zambia 2000 Project、首都ルサカの400kmの道路整備を実施するLusaka 400 Project といったイニシアチブのもと、ザンビア政府は都市内道路の整備を進め、渋滞緩和に努めているところである。

他方、ザンビアの主要橋梁は450以上あるとされているが、1970年代あるいはそれ以前に建設されたものが多く、維持管理が十分ではなかったことから老朽化が進んでいる。このため、RDAは約15%の橋梁については緊急補修工事が必要であるとしている。橋梁の維持管理は、2013年1月に計画局下に設立された橋梁維持課の技術者とRDAの地方事務所のスタッフによって実施されるが、合せて20名程度と脆弱な体制にある。老朽橋梁の点検および改修等の業務に取り組むに当たって、同課は設立後間もなく技術者も少ないことから、ノウハウがないとして本案件の要請に至ったものである。

上記のようにRDAの橋梁担当課の人員体制を考慮すれば、協力に当たっては業務の外部委託等を前提としたアプローチが必要であり、本案件は、橋梁点検・評価・補修方法判定等を含む橋梁維持管理計画の策定を支援する開発調査型技術協力で実施することが望ましいとして採択されたものである。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの立ち上げに向けて、ザンビア国側とその内容について基本的合意を得ることを目的に実施するものである。

## 7. 業務の内容

本コンサルタント団員は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

〔評価分析〕

### (1) 国内準備期間（1月下旬）

- ア 要請背景・内容を把握する。（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- イ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ウ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- エ PDM（案）・PO（案）の検討に協力する。
- オ 先方関係機関（C/P 機関）、他ドナー等に対する担当分野に係る質問票（案）、及び協議説明資料（案）（いずれも英文）を作成する。
- カ 出発前打合せ及び対処方針会議に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2月上旬～2月下旬）

- ア JICA ザンビア事務所、現地 ODA タスクフォース等との打ち合わせに参加する。
- イ 先方政府及び関係機関との協議、現地調査に参加する。
- ウ 上記確認・検討結果を踏まえ、予め作成した PDM（案）、PO（案）、R/D（Record of Discussions）案及び M/M 案を修正する。
- エ プロジェクト開始までのスケジュール、先方負担事項及びプロジェクト開始までに双方が取るべき措置についての検討に協力する。
- オ PDM 案、PO 案、R/D 案、開始までのスケジュール、及び双方の準備事項等に係るザンビア側関係者との協議に協力する。
- カ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表の作成に協力する。
- キ 担当分野に係る現地調査結果報告書を作成する。

- (3) 帰国後整理期間（3月上旬～下旬）
- ア 事業事前評価表（案）作成に協力する。
  - イ 収集資料の整理・分析（収集資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめ等）を行う。
  - ウ 帰国後打合せ、帰国報告会等へ出席し、担当分野に係る調査報告を行う。
  - エ 担当分野に関する事前調査報告書（案）を作成し、全体の取り纏めに協力する。
  - オ 担当分野に関するプロジェクト内容への提言を行う。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 担当分野に係る事業前評価表案（英文・和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年2月8日～2月23日を予定しており、コンサルタント団員は、JICA団員に1週間程度先行してザンビアにて調査を行う予定です。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括・協力企画（JICA）
- イ) 橋梁点検補修（コンサルタント）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

### ③便宜供与内容

当機構ザンビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

- (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料は、当機構経済基盤開発部運輸交通・情報通信第二課（TEL:03-5226-8159）に連絡をいただければデータを配布します。  
・要請書（写）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ザンビア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA在外事務所等の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。